

ご存じですか？
地震による火災は
「地震保険」でないと
補償されません!!

いつ起こっても
おかしくない「地震」にそなえる

大口団体割引 10%*適用 所得税・住民税 「地震保険料控除」対象

※2023年9月現在。割引率は契約件数により変更される場合があります。(地震保険には適用されません)



火災共済上乗せ
地震保険付き火災保険

まかせな

災

地震プラス

保険契約に関する重要な事項を説明している「重要事項のご説明」(17ページ～24ページ)は必ずご一読ください。
とりわけ「告知義務」「通知義務等」や「保険金をお支払いしない主な場合」については、その内容を充分にご確認いただきますようお願い申し上げます。

火災共済(まかせな災)に上乗せしてご加入いただく保険です。

「まかせな災地震プラス」は地震保険をセットした火災保険*1です。
建物および家財の再調達価額*2を上限に、火災共済(まかせな災)に上乗せ
してご加入いただくことにより「地震・噴火・津波」による災害を補償します。

- *1 すまいの火災保険(「GK すまいの保険」火災等限定プラン)〈団体扱〉、地震保険
- *2 再調達価額とは、現在の建物と同等の構造、用途、規模のものを新築するために必要な額。
家財(動産)の場合は、同等の家財(動産)の再取得費相当額をいいます。
詳細は「重要事項のご説明」の〈用語の説明〉をご確認下さい。

火災共済の補償内容および地震見舞金については「火災共済のしおり」をご参照ください。

ご契約状況に合わせてそれぞれのページをご確認ください。
共通：新規・継続問わず、ご確認いただきたい事項です。必ずご確認ください。
新規：まかせな災地震プラスに「新たに」ご加入いただく方へのご説明です。
継続：ご継続いただく方へのご説明です。

- 「親族連絡先」
ご登録について
組合員ご本人以外の
親族連絡先をぜひ
ご登録してください
- 「まかせな災
地震プラス」
見積依頼書
未加入者向けです。
お見積りご希望の
方はご提出ください



火災共済上乗せ地震保険付き 火災保険(団体扱)のご案内



目次



●目次	P.1
●「まかせな災地震プラス」の補償内容	P.2
●火災共済(まかせな災)と本保険のイメージ図と年間保険料例など	P.3~5
●其他のご案内	P.6
●新規ご検討の方へのご案内	P.7~10
●Q&A(新規ご契約全般)	P.11・12
●継続の方へのご案内	P.13・14
●火災かんたんネット手続のご案内	P.15
●Q&A(ご契約後の諸手続き)	P.16
●重要事項のご説明	P.17~24
●巻末資料	P.25~30
●ご案内・お問い合わせ先	裏表紙



「まかせな災地震プラス」は下記のリスクを補償します。

補償対象		地震	火災	落雷	破裂・爆発	風・水・雪・雹・凍害	その他の災害
事故例	建物	地震により家が倒壊した。	火災で家が全焼した。	自宅に落雷があり出火して屋根が破損した。	近くの工場でガス爆発があり窓ガラスが割れた。	台風により屋根と雨樋が破損した。	車が自宅へ飛び込み他人の門扉や塀が破損した。
	家財(動産)	地震により台所から出火して家財が焼失した。	ストーブの火でカーペット・カーテンが燃えた。	落雷により家電製品が壊れた。	台所の卓上コンロが爆発してテーブルや食器が破損した。	大雨で床上浸水して家財が水につかった。	空き巣に入られタンスが壊された(盗難品は対象外)。
三井住友海上まかせな災地震プラス		○ +	○ +	○ +	○ +	火災共済のみで補償	
全国電力生協連火災共済(まかせな災)		△※1	○	○	○	○	○

※1 火災共済からは「建物」が損害を被った場合、契約口数に応じて地震等共済金が支払われます(詳細は3ページ)。

補償の対象(保険の対象)となるもの

※地震保険の保険の対象は21ページをご覧ください。

- ① 居住のみに使用される建物(門塀垣、66m²未満の車庫物置等付属建物、屋外設備^(※1)、庭木^(※1)(^(※2))を含む)
- ② 上記建物の敷地内に所在する家財(生活動産)一式^(※3)(記名被保険者の親族^(※4)の所有する家財を含む)

(※1) 屋外設備、庭木は合計で1事故100万円限度 (※2) 庭木は、建物と同時に損害を受け7日以内に枯死した場合のみ。 (※3) 以下の家財(生活動産)は保険の対象となりません。◆自動車、バイク(原動機付自転車を除きます。)◆動物および植物等の生物◆通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等◆証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ等 (※4) 生計を共にしているかは問いません。

ご契約いただける方

保険契約者	中部電力生活協同組合員ご本人	
火災共済の加入	建物	火災共済の建物100口(1,000万円)以上にセット加入
	家財(動産)	火災共済の動産20口(200万円)以上にセット加入
補償の対象の所有者(記名被保険者)	保険始期日時点において、建物または家財(動産)の所有者が以下のいずれかに該当する方	
	① 組合員ご本人または配偶者	
	② 組合員ご本人または配偶者の同居の親族	
	③ 組合員ご本人または配偶者の別居の扶養親族	
		④ 組合員ご本人または配偶者の別居の扶養していない親族
※但し、上記①～③の方が④の方と共有する物件を保険の対象とする場合に限りです。		

*記名被保険者とは、当保険においては「保険の対象の所有者」をいいます。

*保険期間の途中で、保険契約者・記名被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



火災共済（まかせな災）とはどんな制度なんですか？

中電生協で取り扱っている共済制度です。

- 主に火災と自然災害を補償します。
- 地震の際は加入口数に応じて地震等共済金（下記の表を参照）が支払われます。
- 手ごろな掛金でご加入いただけます。
- 簡単にお手続きいただけます。



火災共済（まかせな災） 地震等共済金 からお支払する共済金

地震により「建物」が損害を被った場合、下記の内容で地震等共済金が支払われます。

損害区分	契約口数	火災共済契約口数（建物口数+動産口数）			
		1～50口	51～150口	151～300口	301～450口
全壊		5万円	10万円	200万円	300万円
大規模半壊		3万円	7万円	150万円	200万円
半壊		2万円	5万円	100万円	150万円
一部損壊		1万円	3万円	5万円	7万円



では、火災共済上乗せ地震保険付き火災保険（まかせな災地震プラス）とはどんな保険なんですか？

- 上記の地震等共済金を補う目的で導入された上乗せ保険です。
火災共済にご加入の方が上乗せして加入されることを前提としています。
- 火災共済の利点を活かしながらご加入いただけます。
 - 火災保険部分の保険料に大口団体割引10%が適用されます。
 - 地震保険部分の保険料は地震保険料控除の対象となります。



補償対象	地震	火災	落雷	破裂・爆発
三井住友海上 まかせな災 地震プラス	○	○	○	○
全国電力生協連 火災共済 (まかせな災)	△※1	○	○	○

前ページ表ではまかせな災地震プラスの「火災、落雷、破裂・爆発」にも「○」がありますね。まかせな災地震プラスは地震保険だけを上乗せするわけではないのですか？

地震保険は単独で加入することができず、必ず火災保険とセットで入る保険なので、火災保険の基本補償として火災、落雷、破裂・爆発が付帯されます。



なんだかややこしいですね。
結局、火災の時、地震の時、それ以外の災害の時、それぞれの補償額はどのようになるのですか？

それでは、次のページで補償のイメージを見てみましょう。





火災共済（まかせな災）と本保険の年間保険料例とイメージ図を確認してみましょう。

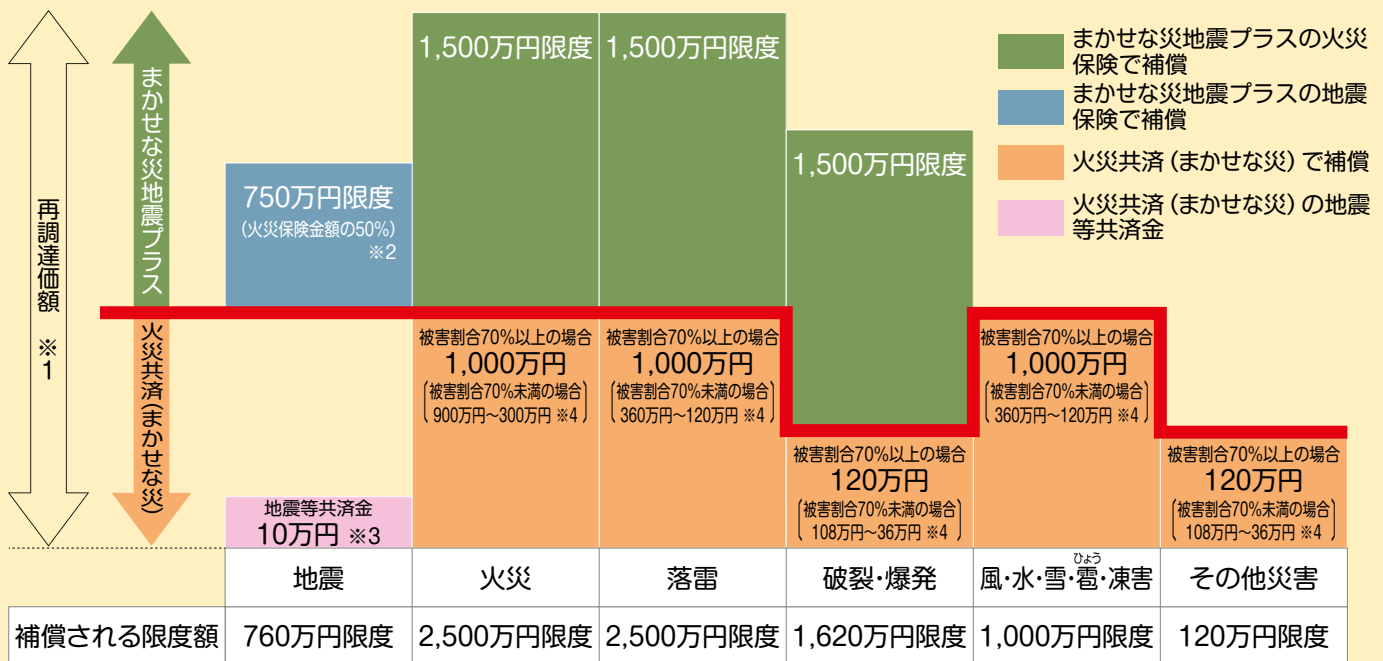
■年間保険料例（団体扱一括払・保険期間1年・大口団体割引10%・地震保険割引なし）

【前提条件】 一戸建（延床面積120㎡）
 【建物評価額（再調達価額）】 2,500万円
 【地震保険金額】 750万円
 【火災保険金額】 1,500万円 免責0万円
 【火災共済金額】 1,000万円
 【建築年】 2016年10月
 「防犯対策費用特約、特別費用保険金特約セット」（2024年1月1日時点）

建物構造例	建物所在地	愛知県	三重県	岐阜県	長野県	静岡県
①木造「H構造（経過措置対象外）」		26,840円	26,840円	21,190円	20,660円	42,870円
②鉄骨造	「T構造」	19,590円	19,490円	16,730円	16,250円	31,360円
③鉄筋コンクリート造 一戸建	「T構造」	15,750円	15,600円	12,880円	12,390円	27,480円

※上記保険料は火災共済掛金（①・②非耐火：9,000円、③耐火：5,000円）を含んだ金額となります。
 （②鉄骨造は火災保険：T（耐火）構造、火災共済：非耐火となり、保険と共済での構造が異なります。）

【補償限度額のイメージ】



- ※1 再調達価額とは、現在の建物と同等の構造、用途、規模のものを新築するために必要な額。家財（動産）の場合は、同等の家財（動産）の再取得費相当額をいいます。詳細は重要事項のご説明の用語の説明をご確認ください。
- ※2 地震保険金額は、上乗せ火災保険金額部分の30%～50%の範囲内でお決めいただけます。ただし、地震保険金額は建物5,000万円・家財1,000万円が限度となります。
- ※3 地震等共済金は火災共済契約口数ごとに建物の損害区分に応じて3ページ記載の共済金が支払われます。
- ※4 被害割合が70%未満の場合は被害割合に応じて次の共済金が支払われます。火災（火災共済金額の90%～30%）、落雷・風・水・雪・雹・凍害（火災共済金額の36%～12%）、その他災害（火災共済金額の10.8%～3.6%）

<ご留意点>

- ①保険の対象となる建物の所在地（都道府県）、建物構造、築年数等により、保険料が異なります。
- ②まかせな災地震プラスは、火災共済と異なる保険料体系となっておりますので、ご注意ください。
- ③この年間保険料表は、2024年1月1日以降保険始期の年間保険料です。（大口団体割引10%適用）
- ※大口団体割引は、2024年1月1日～2024年12月31日の間に保険始期日があるご契約に適用されます。（ただし、地震保険には適用されません。）大口団体割引は、団体全体の引受保険会社契約件数に応じて毎年1月1日に見直されます。
- ④次の場合は、上記年間保険料と異なります。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。
 - ・地震保険の割引制度が適用される場合（地震保険には、「建築年割引」「耐震等級割引」「免震建築物割引」「耐震診断割引」制度があります。割引の適用には、所定の確認資料をご提出いただくことが必要です。割引制度の詳細は、7ページおよび21ページをご覧ください。）
- ⑤月払契約は一括払と比べて保険料が割高となります。
- ⑥建物を保険の対象に含む契約には、特別費用保険金特約、防犯対策費用特約が自動セットされます。詳しくは5ページをご覧ください。



地震等による損害の状況とお支払いする保険金の額は以下の通りです。

	損害の状況		支払われる保険金
	建物	家財	
全損 	基礎・柱・壁・屋根など ^{※1} の損害の額が 建物の時価額の 50%以上^{※2} 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
大半損 	基礎・柱・壁・屋根など ^{※1} の損害の額が 建物の時価額の 40%以上50%未満^{※2} 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損 	基礎・柱・壁・屋根など ^{※1} の損害の額が 建物の時価額の 20%以上40%未満^{※2} 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
一部損 	基礎・柱・壁・屋根など ^{※1} の損害の額が 建物の時価額の 3%以上20%未満^{※2} 全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

※1 基礎・柱・壁・屋根などの主要構造部に着目して損害を調査します。地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。
 ※2 津波によって建物（「木造建物」「共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅）」）に浸水損害が生じた場合は浸水の高さ、地震等を原因とする地盤の液化化によって建物（上記と同じ）に損害が生じた場合は傾斜または最大沈下重で「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」を認定します。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
 注1 時価額とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除した金額です。詳細は重要事項のご説明の用語の説明をご確認ください。
 注2 1回の地震による保険金の総支払限度額は12兆円（2023年9月現在）です。この額を超える損害が発生したときは保険金が減額されることがあります。この金額は、関東大震災クラスの地震が発生しても支払保険金の総額がこの額を超えることがないように決定されており、適宜見直されています。



まかせな災地震プラスで自動セットとなる特約もあります。



防犯対策費用特約

建物を保険の対象に含む契約の場合に**自動セット**されます。

建物において犯罪行為が発生した場合に再発防止のために要した建物の改造費用や防犯機器等の設置費用（1回の事故につき20万円限度）、またはドアのカギが盗難に遭った場合に要したドアの錠の交換費用（1回の事故につき10万円限度）を補償します。



特別費用保険金特約

建物を保険の対象に含む契約の場合に**自動セット**されます。

建物の損害に対する支払保険金の額が、1回の事故で建物保険金額に相当する額となりご契約が終了する場合に、損害保険金の10%を特別費用保険金としてお支払いします（1回の事故につき1敷地内ごとに200万円限度）。



バルコニー等専用使用部分修繕費用特約

保険の対象がマンション戸室等の場合に**自動セット**されます。

建物の補償対象となる事故によりバルコニー等の専用使用权を有する共用部分が損害を受け、管理規約に基づき自己の費用で修繕した場合に補償します（1回の事故につき1敷地内ごとに30万円限度）。

※屋外明記物件特約（18ページの「保険の対象」参照）を除き任意付帯の特約は取り扱っておりませんのでご了承ください

■ 其他のご案内

地震保険料控除？ 知っていますか？

平成18年度税制改正により、損害保険料控除制度は平成18年12月31日をもって廃止され、平成19年1月から地震保険料控除制度が創設されました。個人契約の場合、払い込んでいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます。なお新制度は所得税が平成19年、住民税が平成20年度から適用されています（平成19年1月改正）。

－ 控 除 額 －

所得税（国税）：地震保険料の全額（50,000円限度） 個人住民税（地方税）：地震保険料の1/2（25,000円限度）
 〈例〉地震保険料の額が40,000円の場合、所得税においては40,000円、個人住民税においては20,000円を所得税から控除できます。

● 保険料控除証明書の付属場所

ご契約時に発行されるeco保険証券に「保険料控除証明書」を付属しています。切り離してご使用ください。尚、書面での証券発行をご選択頂いた場合、保険証券・保険契約継続証の下または右横に「保険料控除証明書」を付属しています。

サンプル

様

+

+

ご契約内容 確認方法のご案内
（ご契約者さま専用ページご利用方法のご案内）

+

このハガキは eco 保険証券 に関する重要のご案内です。
（本ハガキに関するお問い合わせ先） **破棄せず大切に保管ください。**

+

代理店・振替／仲立人
 三井住友代理店

三井住友海上お客さまデスク

（事故時のご連絡先）事故受付センター

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

親 展 重 要

「eco保険証券」[Web約款]は、「ご契約者さま専用ページ」にログインしてご覧ください。

このたびは、当社商品をご契約いただき、誠にありがとうございます。ご契約時に「eco保険証券」[Web約款]を選択された場合、保険証券、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）は送付されません。当社ホームページの専用画面「ご契約者さま専用ページ」^②でご覧ください。ログイン方法は、裏面をご覧ください。
（注）GK すまいる保険 グランドにご加入の場合は、グランドセレクトサービス会員専用サイトにログイン後に遷移してください。ログイン方法は裏面をご覧ください。

証 券 番 号	
初回パスワード	
<small>既にサービス登録済のお客さまの場合、新たにご登録いただく必要はありません。現在のID・パスワードをご利用ください。</small>	
ご契約の概要	
保険の種類	<small>*ご契約の概要については、契約締結時点での内容が記載されています。詳細については、ご契約者さま専用ページでご確認ください。</small>
保険の期間	
保険の対象	火災保険： 地震保険：
所在地	
記名被保険者	
払込方法／払込期日	
合計保険料	(1回分) 円 (総額) 円
保 険 金 額	円
保 険 料 額	円
保 険 料 率	円
保 険 料 率	円

（ご注釈）お客さまのお名前・ご住所等の漢字表記につきまして、機械上の制約により正確な表示ができない場合、表示可能な漢字またはカタカナで表示していることがありますので、何卒ご了承ください。

地震保険料控除証明書 (令和 年分)

保 險 契 約 者	様
証 券 番 号	
保 險 種 類	
地 震 保 險 期 間	
記 名 被 保 險 者	
保 險 の 対 象	
控 除 対 象 保 険 料	円

上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

令和 年 月 日

三井住友海上火災保険株式会社
東京都千代田区神田三丁目19番1号

② この案内ハガキは、保険法(平成20年法律第58号)第6条に定める書面ではありません。保険証券が書面になった場合、代理店・振替/仲立人または当社までご連絡ください。

※この証明書は、ハガキから切り離してご提出ください。

● 保険料控除証明書の再発行

保険料控除証明書の再発行は三井住友海上オフィシャルサイトからお手続きいただけます。お手続き完了後、翌営業日には保険料控除証明書を作成し、発送いたしますので、最短でお手元に届きます。（※郵便事情等で、発送から到着まで2～5日ほどかかる場合がございます。）

三井住友海上オフィシャルサイト「保険料控除について」

証券番号、契約者氏名、郵便番号を入力するだけでかんたん、スピーディーに再発行手続きが完了します！
 URL: <https://www.ms-ins.com/contractor/procedure/deduction/>
 【受付時間】24時間（月曜 AM2時～4時を除きます）
 【受付期間】2023年10月中旬～2024年3月中旬

三井住友海上 控除 検索



新規ご検討の方へのご案内



まずは建物構造の確認をしましょう。

ご加入にあたって、まずは建物構造をご確認ください。

耐火性に応じて耐火・非耐火に分けられます。

火災共済(まかせな災)、火災共済上乘せ地震保険付き火災保険(まかせな災地震プラス)で基準が異なりますのでご注意ください。

●火災共済(まかせな災)の場合

火災共済では、一般の火災保険の耐火基準とは異なる、独自の構造区分を設けています。外壁のすべてにコンクリート製材を使用している建物は、耐火構造として引き受けます。なお、省令準耐火建築物は「非耐火」です。

構造区分	外壁のつくり
耐火	●コンクリート ●コンクリートブロック ●レンガ・石・土蔵 ●コンクリート系(ALC、パワーボードなど)
非耐火	●モルタル塗り、漆喰塗り ●セラミック、窯業系、石膏ボード ●サイディング・タイル・カルシウム板 ●金属板、ガラス など

●火災共済上乘せ地震保険付き火災保険(まかせな災地震プラス)の場合

一般の火災保険の耐火基準となります。

木造建物であっても、建築基準法に定める耐火建築物・準耐火建築物、または省令準耐火建物等に該当するものは、T構造(耐火)となります。

構造区分	該当する主な建物の種類
耐火	●下記いずれかに該当する建物 コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、レンガ造建物、石造建物、鉄骨造建物(外壁は問わない) ●耐火建築物 ●準耐火建築物 ●省令準耐火建築物
非耐火	●耐火構造に該当しない建物 木造建物、土蔵造建物、その他

木造建物で、耐火建築物・準耐火建築物または省令準耐火建物に該当する場合、確認資料のご提出が必要です。詳しくは担当代理店にお問い合わせください。



地震保険の割引を適用できる場合があります。

まかせな災地震プラスの地震保険については、保険の対象である建物(または家財を収容する建物)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の(写)をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引の種類	割引の適用条件	割引率	
建築年割引	対象の建物が、1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震等級割引	対象の建物が、次のいずれかの定める耐震等級を有している場合 ・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」 ・国土交通省の「耐震診断による耐震等級構造躯体の倒壊防止の評価指針」	耐震等級1	10%
		耐震等級2	30%
		耐震等級3	50%
免震建築物割引	対象の建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める「免震建築物」である場合	50%	
耐震診断割引	対象の建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、1981年(昭和56年)6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合	10%	

必要な資料の詳細は担当にお問い合わせください。詳細は21ページをご確認ください。



地震保険割引の主な確認資料例です。

●建築年割引 対象建物が1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された場合(10%)

建物登記簿謄本(登記事項証明書) ※法務省HPより引用

建物の所在地、建築年月日、及び、「新築」と記載がある面の写しが必要です。

〈その他、建築年割引の確認書類となるもの〉

- 確認通知書
• 登記事項要約書(インターネット)
• 確認済証
• 検査済証
• 宅地建物取引業者が交付する以下の書類
重要事項説明書
不動産売買契約書
賃貸住宅契約書 等

※確認書類について、詳しくは21ページをご覧ください。

※ご不明な点については取扱代理店にお問い合わせください。

●耐震等級割引 耐震等級1(10%)、耐震等級2(30%)、耐震等級3(50%)

建設住宅性能評価書 ※国土交通省HPより引用

Table with 2 columns: 事項 (Items) and 内容 (Content). It lists evaluation criteria for seismic safety, such as '1-1 耐震等級 (構造躯体の耐震等防止)' and '1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)'. The content describes the required performance levels for different seismic intensity zones.

〈その他、耐震等級割引の確認書類となるもの〉

- 認定通知書
• 技術的審査適合証等

※確認書類について、詳しくは21ページをご覧ください。

※ご不明な点については取扱代理店にお問い合わせください。

■ Q & A (新規ご契約全般)



問い合わせの多様な質問に、あらかじめお答えします。
下記以外の質問については、取扱代理店にご相談して下さい。

● 新規ご加入のお客さま共通

Q1

火災共済の加入が条件となっていますが、火災共済の手続きは本人が中電生協に申し出るのでしょうか？

A1：いいえ、地震保険に加入いただく場合は担当代理店が火災共済の加入書類もご用意いたします。

Q2

地震保険だけを契約することはできますか？

A2：できません。地震保険は必ず主契約である火災保険とセットでのお引き受けとなります。

Q3

2年以上の長期契約はできますか？

A3：できません。1年更新のみとなっております。

Q4

質権をつけることはできますか？

A4：できます。手続きの詳細は担当代理店までご確認ください。

Q5

700万円で建てた小さな家なのですが、加入できますか？

A5：まかせな災地震プラスは火災共済とセット加入となりますので、建物評価額が1,000万円に満たない場合はご加入いただけません。建物の補償はご検討いただけませんが、家財の補償にはご加入いただけます。

Q6

火災が起きた際、隣家への飛び火が心配です。類焼損害の補償はありますか？

A6：まかせな災地震プラスでは取り扱っておりません。「失火の責任に関する法律」により類焼による近隣への損害は、故意や重過失でない場合は、法律上の損害賠償責任は負いません。

Q7

加入までの流れを教えてください。申込までどのくらいかかりますか？

A7：①見積依頼書をご記入いただき担当代理店までご送付ください。(郵送希望の場合はご連絡いただければ返信用封筒を送付いたします。)


②見積書・申込書・パンフレット等を郵送いたします。

③ご契約の際は申込書にご署名のうえ、担当代理店にご返送ください。(契約完了)

ご加入希望日の1か月前目安に見積依頼をしてください。

見積依頼書は28ページを切り取るか、コピーしてご利用ください。

担当代理店が中電クラブスの場合は中電クラブスホームページから見積依頼を受付けています。

まかせな災地震プラス見積依頼書  で検索ください。

Q8

分譲マンション居住者が加入する場合の注意点を教えてください。

A8：分譲マンションの場合、火災保険や地震保険を契約する対象は「共用部分」と「専有部分」に分かれます。本保険の対象は専有部分のみとなります。建物については専有部分の建物評価額が1,000万円に満たない場合はご加入いただけません。目安として、専有部分100㎡超が本保険に加入できる戸室となります。建物評価額が1,000万円以下の場合、建物の補償はご検討いただけませんが、家財の補償にはご加入いただけます。

Q9

自宅でお店を経営しています。契約できますか？

A9：できません。本保険は居住用の建物とその建物に収容される家財を対象としているため、ご契約いただけません。

Q10

火災共済以外の火災保険の契約があります。契約できますか？

A10：できません。本保険は火災共済ご加入者専用の保険ですので、他の保険契約がある場合は契約できません。

Q11

増改築を度々しています。建物評価額はどのように算出しますか。また地震保険の「建築年割引」は、いつの時点の建築年月が基準となりますか？

A11：増改築物件は、取得価額からの算出が困難なため、原則、概観法（建物構造、所在地、延べ床面積）から建物評価額を算出します。また、建築年月は新築時（最初の建築時）の建築年月が基準となり、ご提出いただく建築年月確認書類も新築時のものとなります。

●新築の方向け

Q12

家を新築します。施工会社から保険の提案を受けていますが、中電生協の保険の方が安いのでしょうか？

A12：一概には言えません。保険料だけでなく、補償される災害の範囲や補償される金額もご確認のうえご検討ください。

Q13

施工会社から提案されている一般的な火災保険と何が違うのですか？

A13：大きな違いとして、Q6にもあるように、類焼損害の補償は取り扱っておりません。また、水災を除いたり、不測・突発的な事故（汚損・破損）を含めるといった補償範囲の選択もできませんのでご注意ください。

●火災共済（まかせな災）に加入している方向け

Q14

現在、火災共済（まかせな災）にのみ加入しています。地震の補償はないのですか？

A14：火災共済では契約口数と建物の損害区分に応じて最大300万円の共済金が支払われます。詳しくは3ページをご確認ください。

※動産のみの加入者でも地震等で建物被害があった場合は、地震等共済金のお支払い対象です。地震補償の上乗せを希望される場合は火災共済上乗せ地震保険付き火災保険（まかせな災地震プラス）をご検討ください。

Q15

現在、火災共済にのみ加入しています。建物に200口（最大2,000万円の保障）加入しています。2,000万円で建てた家です。地震プラスに加入した場合、どんな内容になりますか？

A15：火災の補償が下記のような内訳となり、地震保険金は500万円となります。

	火災補償	地震補償
まかせな災（火災共済）	共済金1,000万円	—
まかせな災地震プラス（地震保険付き火災保険）	保険金1,000万円	地震保険金500万円

火災共済とまかせな災地震プラスはどちらも火災の補償が含まれております。火災の補償は保険会社の規定に基づいた評価額以内で設定することと、まかせな災地震プラスの加入条件である火災共済の建物100口以上にセット加入することを満たすと上記の内訳となります。

その結果、火災の補償は合計2,000万円となるため現在の内容と同等の補償が受けられます。また、地震保険金額は火災保険金額の50%が上限となるため1,000万円の50%で500万となります。

また、火災共済でのみ保障される自然災害（2ページの表を参照）は現在の200口（最大2,000万円の保障）⇒100口（最大1,000万円の保障）に減額となりますのでご注意ください。

Q16

上記の内容で加入したら保険料はいくらになりますか？

A16：火災共済の加入情報だけでは、地震保険の保険料は試算できません。お手数ですが見積依頼書に必要な情報をご記入いただき、ご提出願います。

●他社の保険からの切替を検討している方向け

Q17

現在、他社の保険に加入しています。建物の火災保険2,000万円、地震保険1,000万円に加入しています。地震プラスに加入した場合、どんな内容になりますか？

A17：火災の補償が下記のような内訳となり、地震保険金は500万円となります。

	火災補償	地震補償
まかせな災（火災共済）	共済金1,000万円	—
まかせな災地震プラス（地震保険付き火災保険）	保険金1,000万円	地震保険金500万円

まかせな災地震プラスは火災共済の上乗せ保険です。まかせな災地震プラスに加入するためには火災共済も同時に加入していただきます。また、火災共済とまかせな災地震プラスはどちらも火災の補償が含まれております。火災の補償は保険会社の規定に基づいた評価額以内で設定することと、まかせな災地震プラスの加入条件である火災共済の建物100口以上にセット加入することを満たすと上記の内訳となります。その結果、火災の補償は合計2,000万円となるため現在の内容と同等の補償が受けられます。また、地震保険金額は火災保険金額の50%が上限となるため1,000万円の50%で500万となります。

現在の地震保険金額は1,000万円⇒500万円に減額となりますのでご注意ください。また、本保険には屋外明記物件特約を除き、任意でセットできる特約はありません。他社の保険にセットされている特約の補償がなくなる可能性がありますのでご注意ください。

■ご継続の方へのご案内



保険申込書の記入要領です。

契約内容を確認し、申込書の1~5「ご確認欄」にチェック。
 申込日(記入日)とご署名をご記入いただき、代理店までご返送願います。

記入漏れの心配なし！ポストに行く必要なし！手続き後すぐにメールが届くので安心！
 ネット手続きがおすすめです。詳しくは15ページをご確認下さい。

継
続

1

親族連絡先

登録済の方は現在の登録内容が記載されております。変更がないかご確認ください。

親族連絡先制度とは？

申込人(保険契約者)以外のご親族を緊急連絡先として登録する制度です。詳細は保険会社ホームページにてご確認ください。

新たに登録を希望される場合、申込書ご返送時に26ページの「親族連絡先登録別紙」を一緒にご返送ください。ネット手続きでの更改でも登録可能です。

2

社員番号の欄に記載されているのは中電生協の組合員番号です。転籍後も変わることはありません。

転籍者も含めて中電グループの会社に所属している方は「現役の社員」となります。

3

被保険者(所有者)と申込人が「申込人と同じ」以外の場合、上段の記名被保険者と保険契約者との関係が正しいかご確認ください。
 →Step1 ご確認欄にチェック

4

ご契約に関して弊社が把握しました保険の対象に関するお客様のご意向をご確認ください。
 →Step2 ご確認欄にチェック

5

他の保険契約等
 セット加入する火災共済の共済金額です。
 建物100□=1,000万円
 動産 20□= 200万円 の場合の例となります。

The form is titled '三井住友海上 三井住友海上火災保険株式会社' and is for 'すまいるの保険申込書'. It contains several sections:

- 申込人(保契約者):** 住所 461-0005, 愛知県名古屋市中区東横 2丁目6番6号. 氏名 生協 太郎. 職業 太郎.
- ご確認欄:** Includes checkboxes for '記名被保険者' (checked), '建物' (checked), and '家財' (checked).
- Step 1:** '記名被保険者' section with names 太郎, 花子, and 花子.
- Step 2:** '建物' section with details like '所在地' (名古屋市中区東横), '専有延面積' (120.00), and '建物全体の延床面積'.
- 標準的な評価額:** 建物保険金額設定上限 3,822万円, 標準的な評価額(下限) 2,058万円.
- 保険料:** 建物保険金額 1,000万円, 建物地震保険金額 なし, 家財地震保険金額 なし.

災害に遭ったときのために・・・

三井住友海上の **ご契約者さま**  **専用ページ**

利用登録の上、ブックマーク (お気に入り) にご登録ください!



自然災害時には保険金のご請求漏れが生じないように メール・LINE等でご連絡します!

お住まいの地域が被災した場合、保険金をお支払できる可能性があることや、事故受付窓口の連絡先を記したメール・LINEを保険会社からお送りします。



原則24時間365日、各種機能をご利用いただけます!

電話が繋がらない夜間でも、時間を気にすることなくいつでも各種機能をご利用いただけます。

機能のご紹介

- ✔ ご契約内容の確認
- ✔ 事故発生時の連絡
- ✔ 代理店への連絡
- ✔ 事故画像の送信
- ✔ 契約者住所の変更
- ✔ お役立ち情報の受信
- ✔ 保険料控除証明書の再発行

LINEでかんたんに登録ができます! 詳しくは裏表紙をご確認下さい。



749 / ページ 2 / 2

Step3 保険期間や保険料の払込方法等は、以下の内容でよろしいですか? はい いいえ

コース	IIコース	Iコース
火災保険 令和 5年10月 1日 午前 4時から 令和 6年10月 1日 午後4時まで 1年間	火災保険 令和 5年10月 1日 午前 4時から 令和 6年10月 1日 午後4時まで	火災保険 令和 5年10月 1日 午前 4時から 令和 6年10月 1日 午後4時まで

Step4 補償内容 (保険契約書/ご契約プラン、保険金額、特約等)、地震保険のご加入の有無等は、以下の内容でよろしいですか? はい いいえ

コース	IIコース	Iコース
建物 地震保険 1000万円 免責0万円 500万円 家財 地震保険 1200万円 免責0万円 600万円		

Step5 申込日 (保険契約書) 欄および Step 4 とともに、「重要事項のご説明」(ク)にて はい いいえ

申込日 令和 5年 10月 01日

生協 太郎

6 保険期間は1年間になります。保険料の払込は生協登録口座から保険始期月の2か月後になります。(月払はその月から引去開始。) →Step3 ご確認欄にチェック

7 保険金額をご確認ください。上乗せ火災(地震)保険の保険金額のみの表示となります。火災共済の共済金は他の保険金額に表示されています。(5参照) 火災共済も合わせた補償内容は同封の<ご参考>「火災共済上乗せ『地震保険付き火災保険』」の補足説明でご確認ください。 →Step4 ご確認欄にチェック

8 Step1~4を再度ご確認くださいとともに、パンフレット17ページ~24ページに記載の「重要事項のご説明」をご確認ください。本保険は保険期間1年となりますのでクーリングオフはできません。 →Step5 ご確認欄にチェック

継続

ご契約手続き後、保険会社からショートメッセージ(SMS)が届く場合がございます。



ネット手続きがおすすめです！
同封のネット手続きのご案内をご覧ください。

火災かんたんネット手続

お手元に届いた保険申込書と同じ内容で、
お客さまのスマートフォンやパソコン等から火災保険のお申込みができる便利な仕組みです。

Point

①保険申込書へのご署名・ご返送は不要です。

画面上のご案内に沿ってボタンを押していただくだけで、
ご契約手続きが完了します。保険申込書へのご署名や、
ご返送のお手間が省けるため、お手続き時間を短縮できます。

②いつでもどこでもお手続きが可能です。

下記の時間の中で、お好きな時間にお手続きが可能です。

〈お手続き可能な時間帯〉
月～土／7:00～24:00 日・祝／7:00～22:00



継
続

わずか3つのSTEPで かんたん! 安心! 便利!

STEP 1

ご契約内容がお客さまのご意向に沿っているか、
お手元の保険申込書等で確認します。(注)



STEP 2

「ネット手続のご案内」に沿って、スマートフォンや
パソコン等で専用サイトにアクセスします。



STEP 3

画面の案内に沿ってボタンを押していただくだけで、
お手続きが完了します。



お手続き完了後は、ご入力いただいたメールアドレス宛に、
お手続き結果の確認メールが届きます!

お手元に届いた保険申込書等で、ご契約内容をしっかり確認しながら、分かり
やすい画面の案内に沿ってお手続きを完了していただけます!

(注) 保険申込書と異なる内容でのご契約を希望される場合は、取扱代理店までお問合わせください。



■Q&A (ご契約後の諸手続き)



問い合わせの多そうな質問に、あらかじめお答えします。
下記以外の質問については、取扱代理店にご相談して下さい。

Q1

保険証券が届きましたが、火災共済(まかせな災)の契約内容は記載されていないのですか？

A1：保険証券にはまかせな災地震プラスの契約内容のみ記載されております。火災共済の契約内容は別途、火災共済引受証券でご確認ください。まかせな災地震プラスの保険証券には火災共済のみで補償される風水害は「補償されません」と記載されておりますのでご注意ください。まかせな災地震プラスと火災共済を合わせた補償額は、ご加入時のお見積書や、更改案内に同封の「〈ご参考〉火災共済上乘せ「地震保険付き火災保険」補足説明シート」にてご案内しておりますのでご確認ください。

Q2

退職しますが保険はどうなりますか？

A2：OB組合員として中電生協を続ける方は契約もご継続いただけます。中電生協を脱退される方は解約となりますので取扱代理店にご連絡ください。

Q3

火災共済を解約したら…？

A3：まかせな災地震プラスは火災共済上乘せの保険です。したがって、火災共済を解約した場合にはまかせな災地震プラスも解約していただきます。

Q4

引っ越しや増築をしたら…？

A4：ご契約内容の変更が必要です。変更が生じた場合には直ちに中電生協と担当代理店までご連絡ください。

Q5

保険を使うと来年度保険料が上がったりしますか？

A5：いいえ。保険料は上がりません。(なお、損害保険金の支払いが1回の事故につき保険金額に相当する額とならない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、満期まで有効です。)

Q6

年末調整・確定申告に添付する書類(控除証明書)をいただけますか。

A6：まかせな災地震プラスの控除証明書は保険証券に添付されております。また、毎年10月～11月頃に中電生協から控除証明書(ハガキ)のご案内されます。再発行をご希望の場合は6ページ記載の三井住友海上オフィシャルサイトをご確認ください。再発行には1週間程度かかります。

豆知識 使われている用語の違い

火災共済と火災保険では、監督官庁が異なります。
火災保険は金融庁が監督しており、
火災共済は厚生労働省が監督しています。
そのため、使われている用語も少しずつ違っており、
火災共済における「共済金」「掛け金」「保障」は、
火災保険ではそれぞれ「保険金」「保険料」「補償」となります。



継
続

■火災保険をご契約いただくお客さまへ (この書面には、保険契約についての重要な

2022年10月1日以降始期契約用

「全国電力生協連団体扱 地震保険付火災保険」

(すまいの火災保険(「GK すまいの
保険」火災等限定プラン)、地震保
険)をご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

<はじめに>

- この書面は、すまいの火災保険(「GK すまいの保険」火災等限定プラン)および地震保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。必要に応じて引受保険会社ホームページ(<https://web-yakkan.ms-ins.com/clause/item/list>)に掲載のWeb約款をご覧ください。書面の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」を代理店・扱者または引受保険会社へご請求ください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。ご契約時にWebで閲覧する方法(eco保険証券・Web約款)をご選択いただいた場合は、引受保険会社ホームページをご確認ください(書面の保険証券や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」はお届けしません。)
- ご契約の手続完了後、1か月を経過しても保険証券(eco保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内ハガキ」)が届かない場合は、引受保険会社までお問い合わせください。ただし、保険契約者からの指定により、始期日以降に保険証券をお届けする場合があります。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご契約後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

<マークのご説明>

- 契約概要** ……保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報 ……ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

- ・ **□** このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。
- ・ 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、以下「普通保険約款・特約」と表記します。

<商品のご案内> **契約概要**

この書面の対象となる商品は、すまいの火災保険(「GK すまいの保険」火災等限定プラン(保険期間1年))です。

<用語の説明>

「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

□ 主な用語の説明 を参照

保険契約者	引受保険会社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険の対象	保険契約により補償される物をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
居住用建物	建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物。建築中の建物ならびに常時居住の用に供しうる状態にある別荘(営業用を除きます。)および空家(売却用を除きます。)を含みます。
家財	生活用動産をいい、業務 ^(注) の用にのみ供されるものを除きます。 (注)業務には、保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務およびこれに付随する業務を含みません。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

<お問合わせ窓口>

保険会社の連絡・相談・苦情窓口	
<引受保険会社へのご相談・苦情がある場合>	
三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277 (無料)	
チャットサポートなどの各種サービス [こちらからアクセスできます]→	
https://www.ms-ins.com/contact/cc/	
<事故が起こった場合>	
遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。	
24時間365日事故受付サービス	事故は いち早く
三井住友海上事故受付センター	0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関 注意喚起情報
<引受保険会社との間で問題を解決できない場合>
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808
<ul style="list-style-type: none"> • 受付時間 平日9:15~17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます。) • 携帯電話からも利用できます。IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。 • おかけ間違いにご注意ください。 • 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

事項が記載されていますので、内容を十分ご確認ください。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み 契約概要

すまいの火災保険の基本となる補償（契約プラン「火災等限定プラン」）、自動的にセットされる主な特約（自動セット特約）およびご契約時のお申出によりセットすることができる特約（任意セット特約）は次のとおりです。商品や契約プラン等により特約のセット条件が異なる場合があります。

＜保険金をお支払いする事故＞ (○：補償されます ×：補償されません)

すまいの火災保険（「GK すまいの保険」火災等限定プラン）							地震保険
建物や家財の補償	火災、落雷、破裂・爆発	風災、雹災、雪災	水ぬれ	盗難	水災	破損、汚損等	
	○	×	×	×	×	×	+ 建物や家財にセットします

＜主な特約＞

主な「自動セット特約」	<ul style="list-style-type: none"> バルコニー等専用使用部分修繕費用特約^(注1) 特別費用保険金特約^(注2) 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯対策費用特約^(注2) 団体扱・集団扱特約
「任意セット特約」	<ul style="list-style-type: none"> 屋外明記物件特約（建物を保険の対象に含む場合にセットできます。） 	

(注1) 保険の対象がマンション戸室等の場合にセットされます。(注2) 保険の対象に建物を含む場合にセットされます。

※1 事故時諸費用（火災・風水災等限定）特約および地震火災費用特約はセットされません。

※2 特約の詳細については「普通保険約款・特約」をご確認ください。

2. 保険の対象、基本となる補償および保険金額の設定方法等

(1) 保険の対象 契約概要

保険の対象は、「居住用建物」（作業場を除きます。）または「家財」^(注1)です。なお、次のものは保険の対象に含まれます。

保険の対象	保険の対象に含まれるもの
建物	<ul style="list-style-type: none"> 保険申込書記載の建物 保険申込書記載の建物が所在する敷地内に設置されている、記名被保険者の所有する次の①～⑥ <ul style="list-style-type: none"> ①畳、建具、建物付属設備（建物に定着している電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備） ②建物の基礎 ③門、塀、垣 ④物置、車庫その他の付属建物（延床面積が66㎡未満のもの）^(注2) ⑤庭木^(注3) ⑥屋外設備^(注3)^(注4)
家財	<ul style="list-style-type: none"> 保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容される、記名被保険者または記名被保険者の親族が所有する家財 建物と家財の所有者が異なる場合は、家財の所有者が所有する畳、建具、建物付属設備

(注1) 貴金属等（貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品）についての損害保険金の支払額は、1個または1組につき100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。

(注2) 延床面積が66㎡以上の物置、車庫その他の付属建物を保険の対象とする場合、建物の保険金額とは別に、「屋外明記物件」として保険金額を設定してください。屋外明記物件特約がセットされます。

(注3) 損害保険金の支払額は、1回の事故につき庭木および屋外設備の合計で100万円を限度とします。

(注4) 屋外設備について、100万円を超える補償が必要な場合は、建物の保険金額とは別に、「屋外明記物件」として保険金額を設定してください。屋外明記物件特約がセットされます。

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに発生した損害は補償されません。
自動車およびその付属品（自動車に定着・装備されているもの等）、動物・植物等の生物、通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等、運転免許証、パスポート、設計書、プログラム、データ 等

(2) 基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

保険金をお支払いする事故の説明および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは「普通保険約款・特約」をご確認ください。

① 保険金をお支払いする事故の説明

火災、落雷、破裂・爆発	火災（消防活動による水ぬれを含みます。）、落雷または破裂・爆発（気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象）をいいます。
-------------	--

② 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害
- 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意による損害
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由（釘浮き、ゆがみ、ずれ等を含みます。）またはねずみ食い、虫食い等によってその部分に発生した損害
- 保険の対象の欠陥によってその部分に発生した損害
- 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷（釘浮き、ひび割れ、はがれ、ずれ等を含みます。）または汚損（落書きを含みます。）であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害
- 置き忘れまたは紛失による損害
- 建物が所在する敷地外にある家財に発生した事故による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した損害（火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。）
- 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって発生した損害

(3) お支払いする保険金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

前記(2)①に該当する事故によって、保険の対象とした建物または家財に発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、次のとおりです。

保険の対象	お支払いする保険金の額
建物	<p>【全焼・全壊^(注1)の場合】 損害保険金^(注2) = 「建物保険金額または損害の額のいずれか高い額」 - 「火災共済給付金」</p> <p>【全焼・全壊^(注1)以外の場合】 損害保険金^(注2) = 「損害の額」 - 「火災共済給付金」</p> <p>※原則、損害発生日から起算して2年以内に復旧したことを確認したうえで、保険金をお支払いします。 なお、復旧とは「損害が発生したときの発生した場所における、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復すること」をいいます。</p>
家財	損害保険金 ^(注2) = 「損害の額」 - 「火災共済給付金」

(注1)「保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積（汚損および水ぬれ損害を被った部分の床面積を除きます。）」が、「保険の対象である建物の延床面積」の80%以上である損害をいいます。

(注2)ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物保険金額（家財の場合は、家財保険金額）を限度とします。

※損害の額の算出方法については、「普通保険約款・特約」をご確認ください。

※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。詳細は「普通保険約款・特約」をご確認ください。

(4) 保険金額の設定 **契約概要**

保険金額は次の①②のとおりお決めください。実際にご契約いただく保険金額については、保険申込書の保険金額欄、「普通保険約款・特約」等でご確認ください。

①建物の場合

以下のa.およびb.のいずれも満たす範囲内で、100万円以上1万円単位でお決めください。

a.建物保険金額と全国電力生協連「火災共済」の建物共済金額を合算した額が「建物保険金額設定上限額」^(注)以下となる。

(注)ご契約時に算出した引受保険会社所定の「建物の標準評価額（再調達価額）」の上限額です。

b.建物保険金額が「建物保険金額設定上限額」の10%以上となる。

②家財の場合

家財保険金額と全国電力生協連「火災共済」の家財共済金額を合算した額が再調達価額以下となるよう、50万円以上1万円単位でお決めください。

(5) 保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

●保険期間：1年間（1年未満の短期契約はできません）

●補償の開始：保険期間の初日（始期日）の午後4時（これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合は、その時刻）

●補償の終了：保険期間の末日（満期日）の午後4時

(6) 複数のご契約があるお客さまへ（補償の重複） **注意喚起情報**

補償内容が同様の保険契約（火災保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等をご確認いただいたうえで、ご契約ください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み **契約概要**

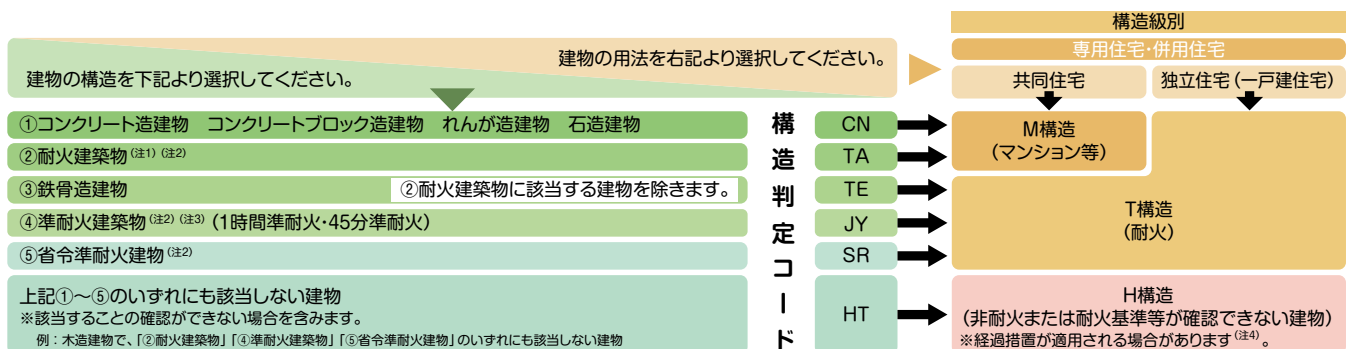
[保険料](#) を参照

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・面積・構造・用法・建築年月、払込方法等によって決まります。実際にご契約いただく保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

【構造級別判定手順】

[構造級別判定手順、経過措置](#) を参照

建物（建物には家財を収容する建物を含みます。）の構造級別は次のとおり建物の構造、用法により決まります。木造建物であっても、「耐火建築物」・「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当するものはM構造またはT構造となりますので必ずご確認ください。



(注1)「耐火構造建築物」、「主要構造部が耐火構造の建物」、「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

(注2) 確認資料のご提示等が必要な場合があります。

(注3) 「特定避難時間倒壊等防止建築物」、「主要構造部が準耐火構造の建物」、「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

(注4) 継続契約等の場合、「経過措置」が適用されることにより、保険料が軽減されることがあります。

- 2種以上の異なる柱の部分からなる建物である場合には、それぞれの柱により判定される複数の構造級別のうち、上表において最も下段に記載された級別をもってその建物全体の級別とします。
- 柱がない建物（壁式構造）については、壁の構造種類で判定します（例：壁式鉄筋コンクリート造はコンクリート造建物として判定します。）。

(2) 保険料の払込方法 (団体扱) **契約概要** **注意喚起情報**

この保険契約は、保険契約者の勤務または所属する団体等を通じて集金する団体扱となり、団体扱・集団扱特約がセットされます。保険料の払込方法は、ご契約後、生協の登録口座から保険料全額を払い込む一括払と、12回に分けて払い込む12回払（月払）があります。団体扱・集団扱特約をセットし、この保険契約にご加入できるのは、次の条件を満たす場合に限りです。

団体扱・集団扱をセットできる場合	
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方、または団体を退職された方 ^(注) (注) 団体を退職された方については、退職者団体扱制度が導入されている場合に限りです。
記名被保険者	次のいずれかに該当する方となります。 1. 保険契約者 2. 保険契約者の配偶者 ^(注) 3. 「保険契約者またはその配偶者 ^(注) 」の同居の親族 4. 「保険契約者またはその配偶者 ^(注) 」の別居の扶養親族 ただし、次の①または②の場合には、「保険契約者またはその配偶者 ^(注) 」の別居の扶養していない親族（以下「別居の非扶養親族」といいます。上記3. 4. 以外の親族となります。）を記名被保険者とすることができます。 ① 上記1.～4. に掲げる方が、別居の非扶養親族と共有する物件を保険の対象とする場合 ② 別居の非扶養親族が所有し、上記1.～4. に掲げる方が使用する物件を保険の対象とする場合 (注) 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

なお、次のような場合には、団体扱・集団扱特約が失効することがあります。その際、12回払（月払）の場合には、未払込みの分割保険料を一括でお支払いいただき、次回のご契約から、商品、払込方法および保険料が変更となりますので、あらかじめご了承ください。また、退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合は、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- 退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合
- 親会社との資本関係の変更等により、お勤めの企業が団体扱・集団扱特約の対象に該当しなくなった場合
- 団体において引受保険会社で団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただく保険契約者の数が10名未満となった場合など、団体と引受保険会社との間で締結している集金契約が解除される場合

4. 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み **契約概要** **注意喚起情報**

この保険契約は、すまいの火災保険（火災等限定プラン）と地震保険を必ずあわせてご加入いただきます。

(2) 補償内容 **契約概要** **注意喚起情報**

地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。ただし、地震保険は実際の損害の額や修理費用をお支払いするものではありません。次表の「お支払いする保険金の額」をご確認ください。なお、損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合			お支払いする保険金の額
	建物		家財	
	主要構造部（基礎、柱、壁、屋根等）の損害の額が	焼失もしくは流失した部分の床面積が	家財の損害の額が	
全損	建物の時価額の50%以上	または 建物の延床面積の70%以上	家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の100% (時価額が限度)
大半損	建物の時価額の40%以上50%未満	または 建物の延床面積の50%以上70%未満	家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険金額の60% (時価額の60%が限度)
小半損	建物の時価額の20%以上40%未満	または 建物の延床面積の20%以上50%未満	家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の30% (時価額の30%が限度)
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満	または 床上浸水 主要構造部の損害の程度が全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物について、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合	家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)

※損害保険会社全社で算出された1回の地震等^(注)による保険金の総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります（2022年5月現在）。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{12\text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注) 72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

※損害査定の際には、大震災発生時でも保険金を迅速・的確・公平にお支払いするため、建物の主要構造部に着目して建物全体の損害を認定しています。したがって、主契約の保険の対象である建物に門、塀、垣、エレベーター、給排水設備等の付属物を含める場合、建物の支払限度額（保険金額）にはこれらの付属物も含まれていますが、付属物だけに損害が発生した場合等は、保険金の支払対象となりません。なお、付属物に損害が発生した場合には、建物の主要構造部にも損害が発生している可能性が高いため、代理店・扱者または引受保険会社にその旨ご相談ください。

重要事項のご説明

(3) 保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害
- 門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに発生した損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害 等

(4) 保険期間、保険料払込方法 **契約概要**

すまいの火災保険（火災等限定プラン）と同じです。

(5) 引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料の決定の仕組み等） **契約概要**

●地震保険の対象は「居住用建物」またはその建物に収容されている「家財」です^(注)。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。なお、次のものは地震保険の対象に含まれません。

- 屋外設備（門・塀、垣、物置または車庫は除く）、庭木
- 自動車
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

(注) 屋外明記物件には地震保険はセットできません。

●地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30%~50%の範囲内で1万円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。

●地震保険の保険料は、保険金額のほかに保険期間、建物の所在地・構造により決まります。また、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が下表①~④のいずれかに該当し、確認資料^(注1)をご提出いただいた場合、地震保険の保険料に割引を適用します^{(注2)(注3)}。

(注1) 確認資料とは、下表の「確認資料」に記載の書類またはいずれかの割引の適用が確認できる保険証券等（写）をいいます。

(注2) 下記①~④の条件を複数満たす場合であっても、割引はいずれか1つのみの適用となります。

(注3) この割引は、保険期間のうち確認資料をご提出いただいた日以降の期間について適用されます

割引の種類	割引率	適用条件	確認資料
①免震建築物割引	50%	対象建物が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（品確法）に規定された免震建築物である場合	以下のいずれか ■品確法に基づく登録住宅性能評価機関^(注1)により作成された書類^(注2)のうち、対象建物が免震建築物であること（耐震等級割引の場合は耐震等級）を証明した書類（写）^{(注3)(注4)(注5)} ■①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）^(注6)および②「設計内容説明書」など“免震建築物であること”または“耐震等級”が確認できる書類（写）^(注4) ■独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）^(注5)
②耐震等級割引	50% 耐震等級3 ・ 30% 耐震等級2 ・ 10% 耐震等級1	対象建物が品確法または「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」（評価指針）に定められた耐震等級を有している場合	■独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）^(注5) (注1) 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。（「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。） (注2) 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。 (注3) 例えば以下の書類が対象となります。 ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写） ・耐震性能評価書（写）（耐震等級割引の場合に限ります。） ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写） ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）または「長期使用構造等である旨の確認書」（写） ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写） ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書等 (注4) 以下に該当する場合には、耐震等級割引（新築は30%、増築・改築は10%）が適用されます。 ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」（写）において、“免震建築物であること”または“耐震等級”が確認できない場合 ・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合 (注5) 以下に該当する場合には、耐震等級割引（30%）が適用されます。 ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関（「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者）に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類（写）で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 (注6) 「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。）（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。

③耐震診断割引	10%	対象建物が地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、1981年（昭和56年）6月1日に施行された改正建築基準法における耐震基準を満たす場合	以下のいずれか <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書（写） 建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号（平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。）に適合している」旨の文言が記載された書類（写）
④建築年割引	10%	対象建物が1981年（昭和56年）6月1日以降に新築された建物である場合	以下のいずれか（1981年（昭和56年）6月以降の新築であることが確認できる資料が対象となります。） <ul style="list-style-type: none"> 「建物登記簿謄本」（写）、「建物登記簿権利証」（写）、「建築確認書」（写）等の対象建物の新築年月等が確認できる公的機関等（国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関など）が発行する書類（写）および公的機関等に対して届け出た書類（写）（公的機関等の受領印または処理印が確認できるものに限ります。） 宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写） ※宅地建物取引業者が交付する不動産売買契約書（写）、賃貸住宅契約書（写）、および登記申請にあたり登記所に提出する工事完了引渡証明書（写）または建物引渡証明書（写）も確認資料として対象となります。

確認資料等の詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約（地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引受けできませんのでご注意ください。

5. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（ご契約時にお申出いただく事項） 注意喚起情報

- 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- 建物または家財を収容する建物の情報
所在地、面積、構造、建物形態・用法、建物内の職作業、建築年月^(注)、共同住宅戸室数、建築費または取得価額
- 他の保険契約等に関する情報^(注)
建物を保険の対象とする他の保険契約または共済契約
- 地震保険の割引に関する情報（該当するいずれかの割引を適用する場合）
免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引
(注) 保険の対象に建物を含む場合のみ、告知事項となります。

2. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等） 注意喚起情報

この保険契約は保険期間が1年以下であるため、クーリングオフを行うことができません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等 注意喚起情報

- ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- 建物または家財を収容する建物の構造を変更したこと
- 建物または家財を収容する建物の用法、建物内の職作業を変更したこと
- 建物または家財の所在地を変更したこと
- 建物の増築、改築、一部取りこわしまたは事故による一部滅失によって延床面積が増加または減少したこと

- 通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合は、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、引受保険会社の取り扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

- 建物または家財の所在地が日本国外となった場合
- 建物が居住の用に供されるものでなくなった場合
- 家財のすべてを事業用（設備・什器）として使用した場合

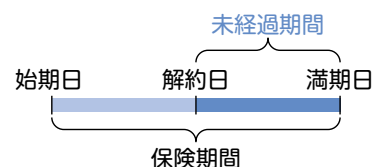
(3) 次の場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ①建物等を譲渡（売却、贈与等）する場合
- ②保険証券記載の住所または電話番号を変更した場合
- ③ご契約後に建物または家財の価額が著しく減少した場合
- ④（1）【通知事項】のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合 等

2. 解約と解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金が原則として未経過期間分よりも少なくなります。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。



☐ 失効について、保険金支払後の保険契約（ご契約が終了する場合等）を参照

その他ご留意いただきたいこと

(1) 事故が起こった場合

事故が起こった場合、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

なお、「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、代理店・扱者または引受保険会社へご相談ください。

☐ 事故が起こった場合の手続き（当社へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類）代理請求人制度を参照

(2) 親族連絡先制度について

親族連絡先制度とは、保険契約者に連絡がつかない場合の連絡先として、保険契約者の親族をあらかじめ登録することができる制度です。連絡先親族^(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。

(注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として引受保険会社に登録した親族をいいます。なお、配偶者は、普通保険約款「用語の説明」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- ①連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が代理店・扱者または引受保険会社にあった場合
- ②代理店・扱者または引受保険会社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③引受保険会社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

(3) 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、全国電力生協連、中電生協、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、引受保険会社ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

(4) 契約取扱者の権限 注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(5) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

(6) 継続契約について

保険金請求状況などによっては、継続契約の補償内容を変更させていただくことがあります。また、引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(7) 共同保険

引受保険会社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

三井住友海上火災保険（幹事会社）	引受割合	60%
東京海上日動火災保険	引受割合	25%
損害保険ジャパン	引受割合	15%

(8) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合、損害保険会社が破綻したときでも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

(9) 現在のご契約の解約を前提とした新たなご契約のご注意

これまでご契約されていた火災保険（引受保険会社のご契約に限りません。）を満期日前に解約し、今回新たに引受保険会社でご契約される場合、補償内容、保険料および付帯サービス等が変更となることがあります。以下の不利益が生じる可能性について事前にご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

- ご契約当時から複数回の保険料改定が実施され、または過去に適用していた割引が変更または廃止されたことにより、今回新たにご契約される場合に保険料が大幅に高くなる場合があります。
- 商品改定により、現在の火災保険商品で選択可能な最長の保険期間は、過去の火災保険商品よりも短縮されており、長期契約における保険料面のメリットが小さくなっています。
- 商品改定により、家財の保険の対象の範囲が変更となり、補償対象外となるものがあります。

☞ 保険金額の一部取消、保険証券および控除証明書の確認・保管、保険期間中における特約のセット、割増・割引の適用等 を参照

承認番号：A23-900643 承認年月：2023年8月

MEMO

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

親族連絡先登録別紙

保険契約者は、「親族連絡先制度について」に記載の内容に同意し、登録する親族の同意を得たうえで、親族連絡先欄に記載の者を、この保険契約の連絡先として登録します。

ご記入日	令和 年 月 日	種目	証券番号(必須)
保険契約者名		添付	
		添付	
		添付	
		添付	
		添付	

【記入にあたってのご注意】

- 保険期間の途中で、すでに登録されている内容を追加、訂正、削除する場合は、該当する項目のみ記入してください。
- ご継続手続時に、前年契約で登録している親族連絡先の一部項目を追加、訂正、削除する場合は、再度本紙を作成してください。
- お客さまのお名前・ご住所につきまして、機械上の制約により、すべて登録しきれない場合がありますので、ご了承ください。

※「種目」には、以下の該当する種目名を記入してください。
 「自動車」「火災」「傷害」「新種」「積立火災」「積立傷害」
 (登録可能な保険商品には、一部制限があります。)

親 族 連 絡 先	
連絡先住所(漢字) (注1)	T92 〒 _____ T93
氏 名 (必須)	〈カナ〉 T95
	〈漢字〉 T96
電話番号 (必須)	T94 _____
生年月日 (必須)	T97 大正 T 昭和 S 平成 H 令和 R 年 月 日
性 別 (注1)	T98 男 1 女 2 削除 *
保険契約者との続柄 (必須)	T99 配偶者 1 親 2 子 3 兄弟・姉妹 4 その他 9

(注1)「GK すまいの保険 ブランド」の場合、必須記入です。

【親族連絡先制度について】

連絡先親族^(注)を登録する場合で、次のいずれかに該当するときは、この保険契約の内容を連絡先親族に開示します。
 (注) 保険契約者が親族の同意を得たうえで、この保険契約の連絡先として当社に登録した親族をいいます。

- ① 連絡先親族から、この保険契約の内容に関する照会が取扱代理店または当社にあった場合
- ② 取扱代理店または当社から保険契約者への連絡が必要な場合で、かつ保険契約者への連絡がつかないとき
- ③ 当社またはグループ会社の商品・サービスを、連絡先親族にご案内する場合

なお、この保険契約に「自動継続特約」をセットしている場合で、自動継続特約の申し出期限までに保険契約者から連絡先親族の変更・削除の申し出がないときは、同一の連絡先親族が継続契約にも引き継がれ、上記同様に取り扱います。

〈保険会社使用欄〉

◆計上時の留意点

- ・郵便番号：補助フリー画面で入力する場合はハイフンを除きます。
(例) 〒111-1234の場合 ⇒ 1111234
- ・生年月日：元号は英字、年月日は1桁の場合は前に「0」を加えて半角で入力します。
(例) 平成2年1月8日の場合 ⇒ H020108
- ・住 所：入力可能桁数に制限があります。
補助フリー画面の場合 ⇒ 36文字まで
上記以外の場合 ⇒ 40文字まで

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

FAX送信方向

中電クラビス
トーエネックサービス
愛知電機

FAX 052-223-0809
FAX 052-957-6958
FAX 0568-33-7090

火災共済上乗せ地震保険付き火災保険「まかせな災 地震プラス」見積依頼書

お住まいや家財（動産）の火災保険について、お客さまに最適なプランをお見積りいたします。お手数ですが、以下ご記入をお願いいたします。
他の火災保険契約からのお切り替えをご検討の場合は、現在の火災保険契約の証券コピー（表裏とも）と一緒にFAXもしくは郵送願います。
分譲マンションで専有部分の延床面積が100㎡未満の場合の当保険の対象は家財のみのお引受となります。

◆現在の加入状況

中電生協火災共済 加入 有 他火災保険契約 他保険有 他共済有 ➡ 現在のご契約の満期日： 年 月 日
「有」の場合、その解約が必要となります。

◆ご希望の加入プラン

プラン 建物 + 家財プラン 建物プラン 家財プラン

◆お名前・ご住所等

フリガナ				中電生協						
氏名	(男・女)			組合員番号						
生年月日	年	月	日 (才)	所属	(現役・OB)					
同居家族	世帯主年齢 (才)		18才以上の家族(本人含み) 人			18才未満のお子様 (人)				
連絡先	職場携帯 ()		自宅携帯 ()		新居 ()					
フリガナ										
住所 (書類の送付先)	〒 - 都道府県									
フリガナ										
建物の所在地 (保険の対象)	上記と異なる場合 ➡ 〒 - 都道府県									
新築年月	増改築がある場合も、新築時の年月を記入 年 月		新築される場合 鍵の引渡日		日にちが未定の場合は未定と記入 年 月 日		専有延床面積 (各階の床面積の合計)			㎡
所有形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家		所有者		本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> 別居の扶養親族 <input type="checkbox"/> その他 ()			用途		<input type="checkbox"/> 住居のみ <input type="checkbox"/> 事務所・店舗と併用
建物形態	<input type="checkbox"/> 一戸建 → (階建)		<input type="checkbox"/> 共同住宅 → (階建)		新築金額 (土地代は除く)		建物 万円(税込)			増改築 <input type="checkbox"/> 有
建物構造	基本構造 (柱)		該当する建物構造に○をつけてください。		外壁		離れ家屋		階建 <input type="checkbox"/> 有 → (階建)	
	<input type="checkbox"/> 木骨 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> コンクリート		<input checked="" type="checkbox"/> ご契約者の申込時に構造認定の 確認書類のご提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> 省令準耐火建築物		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> ALC版 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック <input type="checkbox"/> 上記以外 ()		<input type="checkbox"/> 離れ家屋 離れ家屋の延床面積 (各階の床面積の合計) ㎡ <input type="checkbox"/> 離れにも地震保険を セットする			
66㎡以上の 物置・ 車庫等	居住建物とは別に建てられており、かつ延床面積が66㎡(20坪)以上の物置や車庫、その他の付属建物に火災保険をセットする場合にはその種類と延床面積をご記入ください。(66㎡未満の物置や車庫、その他の付属建物は自動的に火災保険の対象となります。) 例) 物置・70㎡ []									
割引制度の確認 (重複適用は できません)	該当する割引に○をつけてください。ご契約の申込時に割引の確認書類のご提出が必要です。(詳細はパンフレットをご覧ください)									
	<input type="checkbox"/> 建築年割引 (昭和56年6月以降 新築された方)		<input type="checkbox"/> 免震建築物割引		<input type="checkbox"/> 耐震診断割引		<input type="checkbox"/> 耐震等級割引		→ 等級 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	
建物を新築・ 購入される方へ	引越日がお決まりの場合、取扱代理店でご加入されている 自動車保険等の他の保険契約の住所変更を希望されますか?			<input type="checkbox"/> 希望する ➡		引越日： 年 月 日				

ご記入いただいた内容をもとに見積りをさせていただきます。なお、他の目的には使用しません。

まかせな災地震プラス お問合わせ先 (取扱代理店)

中電クラビス株式会社 保険部 (旧 中電興業株式会社) 中部電力グループ会社の方 (下記以外の方)

フリーダイヤル 0120-317-932 FAX 052-223-0809

各種お手続き・お問い合わせはホームページが24時間、簡単便利!

〒460-0008 名古屋市中区栄2-2-5 電気文化会館内

<https://www.chudenkbs.co.jp/hoken/dantai> 中電クラビス 保険 検索



株式会社トーエネックサービス 保険部 (トーエネックの方)

愛知電機株式会社 業務サービスG (保険担当) 愛知電機の方 (長野愛知電機を除く)

フリーダイヤル 0120-565-156 FAX 052-957-6958

TEL 0568-31-6088 FAX 0568-33-7090

〒460-0003 名古屋市中区錦3-22-20 ダイテックサカ内

〒486-0933 春日井市愛知町1番地

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 (幹事会社) 名古屋企業営業第二部 第二課

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

■ご案内

～すべてのご契約者さまに「ご契約者さま専用ページ」ご登録のお願いです～
「大災害発生直後、電話が繋がらない…」ご契約者さま専用ページはそんな万一の際に役立ちます!

災害時に電話が繋がらなくても…

1 メールやLINEが 連絡手段に!

保険会社または代理店が、ご契約者さま専用ページにご登録のメールアドレスにご連絡いたします。
また、お客さま自身でLINEから事故連絡や代理店の連絡先確認も可能となります(※)。
(※)LINE公式アカウントとご契約者さま専用ページをひもづける必要があります。

万一、代理店が被災して連絡が取れなくなっても…

2 いつでもどこでも 契約確認!

いつでもどこでも契約内容をご確認いただけます。
災害時の連絡先など、**お手元に保険証券がない場合でも安心**です。



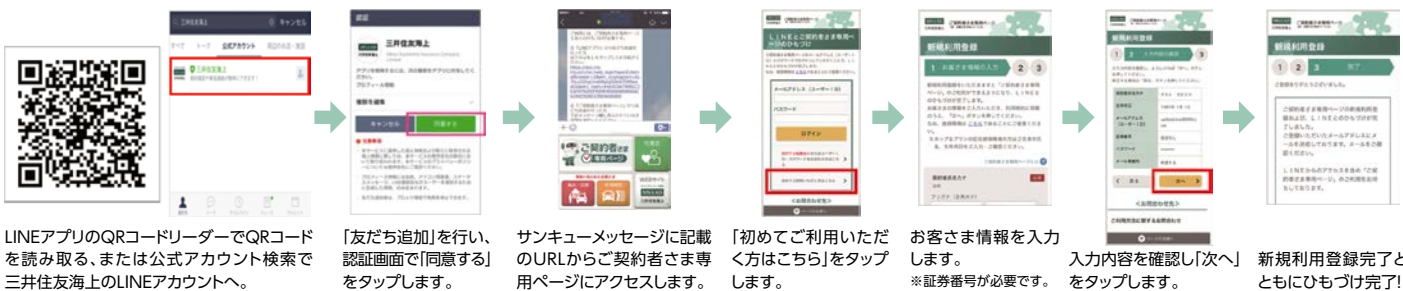
3 保険金の 請求漏れ防止!

万一、お住まいの地域が被災した場合、**保険金のご請求漏れのないように**、事故受付の連絡先を記載したメールやLINEを保険会社から直接お送りします。



ご契約者さま専用ページの登録方法

LINEから



■募集要領

保険期間	保険始期日より1年間となります。
保険料のお支払	生協登録口座より保険料を引き落します。(初回保険料は保険始期日の翌々月より引き落します) ※ ※ 保険料のお支払方法は基本的には一括払をお勧めしますが、月払も可能です。 (一括払の場合は保険料が割安となります)

お問い合わせは下記までお気軽に

中電クラビス株式会社 保険部 (旧 中電興業株式会社) 中部電力グループ会社の方(下記以外の方)

フリーダイヤル 0120-317-932 FAX 052-223-0809

〒460-0008 名古屋市中区栄2-2-5 電気文化会館内

各種手続き・お問い合わせはホームページが24時間、簡単便利!

<https://www.chudenkbs.co.jp/hoken/dantai> 中電クラビス 保険 検索



(株)トーエネックサービス 保険部 (トーエネックの方)

フリーダイヤル 0120-565-156 FAX 052-957-6958

〒460-0003 名古屋市中区錦3-22-20ダイテックサカ工内

愛知電機(株) 業務サービスG(保険担当) (愛知電機の方 (長野愛知電機を除く))

TEL 0568-31-6088 FAX 0568-33-7090

〒486-0933 春日井市愛知町1番地

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社) 名古屋企業営業第二部第二課

中部電力生活協同組合

〒461-0005 名古屋市中区東桜二丁目6番6号 中電労組会館 TEL:052-932-1801 FAX:052-932-9445 <https://www.chuden-seikyo.or.jp>